

会議記録（１）

会議名称	第 1 回北本市自治基本条例制定研究懇話会							
開会及び閉会日時	平成 20 年 4 月 12 日（土） 午前 10 時～午後 12 時							
開催場所	文化センター第 1 研修室							
議長氏名	(正副会長選任までの間 部長 谷澤 暢) 会長 内田政之助							
出席委員(者)氏名	秋葉三枝子	浅野 昭八	有働 秀鷹	内田政之助	河井 宏暢	勝 豊	加藤 信利	古賀 利雄
	関山 邦孝	田中 昭仁	高荷 正春	三橋 博	宮原 鈴代	岩崎 雄一	加藤 一男	山本 浩之
	福島 洋輔							
欠席委員(者)氏名	堀越 一三 田中 正昭 佐藤 健市							
説明者の職氏名	協働推進課	課長	横田順一					
		主幹	長嶋太一					
事務局職員職氏名	総合政策部	部長	谷澤 暢					
	協働推進課	課長	横田 順一					
		主幹	長嶋 太一	主査	鈴木 直美			
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 職員紹介 3 議題 <ol style="list-style-type: none"> (1) 北本市自治基本条例制定研究懇話会会長及び副会長の選出について (2) 条例構成案の検討 (3) その他 4 閉会 							
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 北本市自治基本条例制定研究懇話会設置要綱 ・ 北本市自治基本条例制定研究懇話会委員名簿 							

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>1 開会</p> <p>これより、第1回北本市自治基本条例制定研究懇話会を開会いたします。</p>
事務局	<p>2 職員紹介</p> <p>まず、1回目の会議ですので本来は委員の皆様にご自己紹介をしていただくとお考えですが、昨年度の検討事項について引き続きご協力いただき趣旨の委員会でございますので、委員の自己紹介は割愛させていただき、4月1日付の市職員の人事異動により、岩崎委員と佐藤委員がこれまでの事務局職員から懇話会の委員となりましたことを報告いたします。</p> <p>また、市の組織機構の改正により、事務局が協働推進課になりましたので、事務局職員を紹介いたします。</p>
事務局	<p>————職員紹介————</p>
事務局	<p>それでは、議題に入る前にまずお手元に配布してあります北本市自治基本条例制定研究懇話会設置要綱をご覧ください。</p> <p>第2条（所掌事務）ですが、昨年度の北本市住民自治条例制定研究懇話会で検討いただきました自治基本条例の調査・研究と市民の条例案を作成するという内容を引き続き行っていただくこととなります。</p> <p>第4条（任期）につきましては、早いうちに条例素案を作成していただくことを想定していますが、条例施行を平成21年4月1日とすることを想定いたしまして、平成21年3月31日までとさせていただきます。</p> <p>次に第5条(会長及び副会長)と第6条(会議)について、ご説明申し上げます。</p> <p>第5条第1項 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。</p> <p>同条第2項 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。</p> <p>同条第3項 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。</p> <p>第6条第1項 懇話会は会長が招集し、会議の議長となる。</p> <p>同条第2項 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
	<p>となっております。基本的に昨年度まで開催しておりました住民自治条例制定研究懇話会と同様に会の運営を進めさせていただきたいと考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議題に移りますが、会長と副会長の選出までは谷澤部長が仮議長を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、部長、よろしくお願い致します。</p>
	<p>3 議題</p> <p>(1) 北本市自治基本条例制定研究懇話会会長及び副会長の選出について</p>
仮議長 谷澤部長	<p>それでは議題の(1)北本市自治基本条例制定研究懇話会会長及び副会長の選出について、ご審議をお願いします。</p> <p>事務局の説明のとおり、設置要綱により会長及び副会長は互選によるとなっております。皆様のご意見を伺います。いかがでしょうか。</p>
浅野委員	<p>これまでの検討の経緯もありますので、会長につきましては是非とも引き続き内田政之助さん、副会長につきましては有働秀鷹さんをお願いしたいと思います。</p>
仮議長 谷澤部長	<p>会長に内田政之助様、副会長に有働秀鷹様のご推薦がございましたがいかがでしょうか。他にご意見はございますか。</p>
全委員	<p>———異議なし———</p>
仮議長 谷澤部長	<p>内田様、有働様よろしいでしょうか。</p>
内田委員・有働委員	<p>———承諾———</p>
仮議長 谷澤部長	<p>ありがとうございます。それでは、会長、副会長に一言ずつごあいさつをお願いします。</p>
内田会長	<p>———あいさつ———</p>
有働副会長	<p>———あいさつ———</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
仮議長 谷澤部長	<p>ありがとうございました。会長、副会長が選出されましたので、議長の任を解かせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">———会長・副会長 席を移動———</p>
事務局	<p>それでは懇話会設置要綱第6条に基づきまして、ここからは会長に議事の進行をお願いいたします。</p> <p>(2) 条例構成案の検討</p>
議長	<p>それでは、議題の(2) 条例構成案の検討 について議事を進めたいと思います。</p> <p>前回の会議で配布いたしました資料を見ながら検討を進めていきたいと思いますが、皆様、資料のご用意はよろしいでしょうか。</p> <p>まず、事務局から前回の会議のおさらいを兼ねまして、本日の検討の進め方のポイントを説明してください。</p>
河井委員	<p>今後の会議の進め方についての質問があるのですが、よろしいでしょうか。</p>
議長	<p>どうぞ。</p>
河井委員	<p>前回の会議でプロジェクト・チームの考え方を示されたわけですが、懇話会の意見をまとめていくにあたり、全体で討議するのか、また、3つのグループに分かれて検討するのか伺います。</p>
議長	<p>当面は、全体で検討していきたいと考えていますが、グループに分かれて検討した方がよいという局面が出てきましたらグループ討議も考えていきたいと思っています。</p>
河井委員	<p>他市の事例を調べていて参考になりそうなものがありましたので、その資料を皆さんに配布してもよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>配布してください。</p> <p style="text-align: center;">———甲府市の自治基本条例制定関係資料を配布———</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
河井委員	<p>この資料は、甲府市のものですが、自治基本条例の条文と解説を併記している資料です。今後、我々が、地域コミュニティ8圏域で懇談会等を行うとなると、このように我々が条文を考えるに至った内容を解説文として示し、市民に説明する必要があると思うのです。</p> <p>それには、もとの条文を作成した3つのチームに分かれて、今回の職員プロジェクト・チームの意見を検討するのが効率的ではないかと考えます。</p>
浅野委員	<p>このように条文に解説文を併記することは重要だと思います。条文を見ていく時に解説と比較できるため、よい方法だと思います。</p>
三橋委員	<p>20人の委員が情報を共有する必要があると思います。先ほど議長がお話されたとおり、当面は全体で討議し、必要に応じてグループ会議を開くということによろしいのではないのでしょうか。</p>
河井委員	<p>前回の会議では、職員プロジェクト・チームの訂正案にグループで議論した市民の思いが入っていないということでした。その思いを再びグループに分かれて解説文を作成する必要があると考えたのです。</p>
有働委員	<p>以前にも勝委員から日進市の事例をもとに条文に解説文を併記する提案がありました。市民へ我々がつくった条文を説明するためには、解説文は必要だと思います。</p> <p>しかし、まずは職員プロジェクト・チームの修正案を検討する必要があります。</p>
勝委員	<p>皆さんがそれぞれに自分が携わった条文については思い入れを持っています。ここで条文の結論を出してしまうのではなく、プロジェクト・チームの職員もこの会議に入って検討するというのも必要ではないでしょうか。</p> <p>グループに分かれた検討が必要であれば、また、グループをつくれればよいと思います。</p> <p>条文については、簡素化されていても解説文があれば市民に説明できると思います。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
議長	我々が考えた条文を市民に説明するために、日進市のような条文の解説文は必要だと思います。
山本委員	今までにグループ討議の結果を事務局がまとめた「策定経過のまとめ」などの資料も配布されていますので、これらの資料も参考にしながら条文をどのようにまとめていけばよいかを考える必要があると思います。
勝委員	条文の解説はもちろん必要だと思います。しかし、それをわれわれが作るというのは、労力的に無理があります。これまでの経過について、前の資料を見ながら事務局なり、職員プロジェクト・チームで解説を作成していただくことが望ましいと考えます。
有働委員	まず今回は、全体で議論を進め、次回以降の会議で、事務局から条文の解説文を提示していただきたいと思います。 それから、これからは条文をまとめるために、職員の委員にも遠慮なく、しっかりと意見を出してもらいたいと思います。
高荷委員	これからはまとめの段階なので今後のスケジュールをしっかりと作って会議を進める必要があると思います。
三橋委員	懇話会の中でもっと話し合うことが大切だと思います。議論を尽くして次のプロセスを考えるべきだと思います。
田中（昭）委員	大まかなスケジュールをつくって進めることが大事です。
古賀委員	これまでに多くの会議を重ね、全委員からアンケートをとることもしてきました。しかし、そのアンケートの集計資料が議論にいかされてはいません。提供された資料に基づいた議論を進めるなど、会議の運営をきちんとしていかなければなりません。
議長	それでは、本日は、前回提示された職員プロジェクト・チームの意見について、該当項目を作成したグループのリーダーの意見を中心に聞きながらまとめていきたいと思いますがいかがでしょうか。

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
全委員	———了承———
議長	6ページの市民の権利・責務から進めていきたいと思います。市民グループのリーダーの田中委員、職員プロジェクト・チームの訂正案について、いかがでしょうか。
田中（昭）委員	条文については特に問題ないと思います。
三橋委員	職員プロジェクト・チームで検討されたものは修正案として出されていますが、この項目で懇話会案を修正した理由を伺います。
事務局	市民の権利・義務を19ページの参加・協働の推進と分けて整理し、条文を整えました。 市民の権利と義務は、「知る権利」、「参加する権利」と「納税等の義務」の3項目に整理しました。
高荷委員	グループ会議では、確か給食費の未納の問題を議論していてこの条文ができたように記憶していますが、税とは別に給食費等についても他の法律と照らし合わせてこの条文で問題ないかどうか見ていく必要があると思います。
事務局	給食費の未納の問題がグループ会議で議論されたことなどは、条文に併記する解説文に、この条文ができた背景として記しておく必要があると考えています。
三橋委員	参加・協働の推進のところでは別の条例で定めるところについては、もう少し具体的な記述があった方がよいと思います。
事務局	プロジェクト・チームでは、別に条例を制定するのであれば、自治基本条例には、基本的な考え方を記載するにとどめ、協働の具体的な進め方等、詳細については、その別条例に記載すべきであるという考え方で条文を整理しました。
勝委員	久喜市の事例のように、どのように住民参加の形を進めるのかは住民参加条例、また、協働をどのように進めるのかなどは協働推進条例というように、詳細は別の条例で定めるということを経験文に記載すればよいのではないのでしょうか。

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
関山委員	条文としてはこれでよいと思います。解説として記載するものについては、考える必要があると思います。
加藤（一）委員	また、会議の進め方の話になりますが、今までの議論からすると、全体でこの条文をまとめていくのは難しいのではないのでしょうか。もう一度、条文を考えたグループに分かれて職員プロジェクト・チームの修正案を見ながら検討し、リーダーが全体会で発表し、合意を取っていくような進め方をすべきと考えます。そこで皆さんの思いについても整理してもらいたいと思います。
有働委員	大まかなスケジュールを考えて進めていく必要があると思います。まず、目的や基本原則を全体で検討し、それ以外の項目について条文を考えたグループで検討してはどうでしょうか。
勝委員	基本原則について、1 情報の共有の原則、2 参加の原則、3 協働の原則の順番で記載されていますが、1 協働の原則、2 参加の原則、3 情報共有の原則としてはどうかと思います。 また、目的の項目で、「北本市のまちづくりに関する基本的な事項を定め」中の「まちづくり」については、北本市には、まちづくり条例が制定されていることもあり、それと区別するためにも「自治の基本原則」や「市政運営」などの表現に改めるべきだと思います。
有働委員	「まちづくり」という表現だと、どうしてもまちをきれいにしましょうとかいうようなニュアンスに受け取られがちだと思います。市全体の自治の基本の条例を作るわけですから、目的には、「自治の基本原則」という表記が必要でしょう。
議長	それでは、この目的の項目の表現は、自治の基本原則を定めるという表現にいたしましょう。
山本委員	この条例の目的は、住民自治の実現ですから、「誰もが安心して生活できる」という表現は必要ないのではないのでしょうか。
三橋委員	私は、削除する必要はないと思います。
事務局	ここの表現は、市民ワークショップの段階から、北本市の理

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>想の将来像を皆さんにお聞きした時に、「老若男女も障害を持つ人も関係なく、誰もが安心して終の棲家とできるまち」という意見が多かったことを反映して条文を作成しています。</p> <p>終わりの時間も迫ってきましたが、今後の進め方については、どのようにいたしましょうか。 事務局から案があればお願いします。</p>
事務局	<p>各条文を検討するにあたっては、共通の認識を持って進める必要がありますので、目的、基本原則、定義については、このまま全体で討議し、それ以外の項目については、条文を作成したグループに分かれて討議し、話し合った結果を全体で発表しながら合意を取っていくという進め方はいかがでしょうか。</p>
高荷委員	<p>グループ別にまとめるとなると、まとめ方のルールを決めておかないといけないと思います。</p>
事務局	<p>各グループには職員も入りますので、職員の意見も取り入れながらまとめていただければと思います。</p>
議長	<p>それでは、４の基本原則までは全体で、それ以降については、条文を作成したグループに分かれて検討を進めていきたいと思えます。また、グループ会議は何回開催してもよいということにしたいと思えます。よろしいでしょうか。</p>
全委員	<p>———了承———</p>
勝委員	<p>委員のグループ分けについては、章立てと合わせた形で事務局に考えておいてもらいたいと思えます。</p>
有働委員	<p>事務局には、併せて条文ができた背景を解説として整理して案として提出することを求めます。</p>
議長	<p>(3) その他 事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>・５月以降の会議の開催について、第２、第４の土曜日の午後の開催でよいか諮り、事務局案が了承された。</p>

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
	4 閉会 ・有働副会長あいさつ
<p>議事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>北本市自治基本条例制定研究懇話会 会長</p>	